

江戸の積問屋と舁下宿

吉田伸之

はじめに

この論題については、共同研究の中で二回おこなった小レポートでとりあげています。その内容を自分なりに反芻しながら、これに若干の史料分析を加えて、近世の利根川を軸とする奥川筋の内陸舟運の起点をなす、江戸におけるターミナルの性格と機能について考えてみたいと思います。にわか勉強なので研究史のフォローも十分できていないのですが、ここで扱う論点に密接に関連するものとして、田中康雄さんの「奥川船積問屋と佐原商人仲間」(『史学』四三―一・二、一九七〇年)と、拙稿「江戸町火消と若者仲間」(『浮世絵を読む』6巻、朝日新聞社、一九九七年)をあげるにとどめておきたいと思います。

①東京川船貨物回漕組合について

はじめに、一八八九年の東京都農商務課「商事慣例調」(『江戸東京間屋史料・商事慣例調』東京都公文書館、一九九五年)という史料を見ていきたいと思えます。これは、当時東京府の諮問に対して、旧来の株仲間などを含めた多様な業種の組合が、それぞれの略史や慣行・慣例など

について書き上げた返答書をそのまま合綴したものです。その中に「東京川船貨物回漕組合」からの上申書があります。ここに含まれる「組合履歴」というところを見ますと、「当組合八川舟積問屋・舁問屋・舁下積問屋ノ三組ヨリ成立チ」ということで、一八八五年に認可を得て、一八八九年五月に至っていると書かれています。ここには「積問屋」「舁下積問屋」「舁問屋」という三組それぞれについての「組合履歴」、すなわち由緒が記載されているわけです。以下その内容を見ていきます。

組合全体の履歴のところは、「積問屋荷主モ、舁問屋荷主モ、即チ同一ナリ」と、積問屋と舁問屋の業態が同じであると述べられています。明治初年に積問屋と舁問屋との合併の試みが二度にわたってありましたが、四分五裂となつてうまくいかず、一八八五年に至つて漸く合体し、「東京川船貨物回漕組合」となつたとあります。この「(川舟)積問屋」というのは、文化年間以降に十組の傘下に入りますけれども、結論からいいますと、これは三五軒〜三七軒からなる奥川筋船積問屋仲間のことです。また「舁下積問屋」というのは、両国橋の御役船舁下宿仲間の後身です。さらに最後の「舁問屋」というのは、舁下積問屋とほぼ同じ業態のものでありまして、小網町地域を中心に展開する「付船仲間」と呼ばれた舁宿の集団であります。そこで、以下の②から⑤にわけて、明治期中頃に「東京川船貨物回漕組合」として合体したところの旧

三組の中身は何かを、江戸のターミナル機能とその構造に注目しながら若干見ているかと思えます。

②元禄九年と享保三年の一件

ここでは下総佐原の伊能三郎右衛門家文書の「部冊帳」という史料を見てみたいと思えます。この「部冊帳」は『佐原市史』資料編・別編三冊（一九九六～九八年）として刊行されています。その中に、一六九六年（元禄九）と一七一八年（享保三）の二度にわたって、江戸の箱崎町に存在した船宿である佐原屋庄兵衛が関わった争論に関する記録が含まれています。

一六九六年の一件の経過を簡単に見ますと、佐原の源左衛門と久兵衛というもの（船頭か）が江戸に屋敷（武家）米を運び、荷揚げしようとしたときに、小網町の舁集団、これは「茶船共」とでてきますが、かれらに打擲され米などを奪われるという事件が、四月から六月にかけて二度起こりました（『部冊帳』前巻一五四～一五六頁）。

このときの小網町の茶船の行動とその背後にある論理は、「奥川から高瀬船に積まれ運ばれてきた商売（商人）米を、江戸市中の荷主のもとに配送するという『舁』の機能は、われわれ小網町付船仲間が独占する」というものです。彼らは江戸から行徳辺りまで茶船を出し、内陸舟運を担う高瀬舟から、江戸の各地へと荷を運搬する舁機能の特権として自分たちだけが担うということで、高瀬船に群がる訳でしょう。しかし一方で、武家の屋敷米、つまり年貢米については、商人米のように付船の独占はしないという了解がありました。この一件は、佐原屋庄兵衛のところに着いた佐原からの高瀬船が積んでいたのは屋敷年貢米であったということ、佐原側の勝訴で決着します。

この一件を見ると、小網町には付船仲間という茶船持ちの集団が存在

するということと、また佐原屋庄兵衛のように佐原からの荷物の受託を独占する船宿・船積宿があることが明らかです。この佐原屋庄兵衛については、佐原村からやってくる船の船宿であること、また独自に茶船を一艘所有していること、さらに箱崎町で船宿を営んでいること、などが分かります。

享保三年の一件については省略します。佐原屋庄兵衛は後で見られる奥川筋舟積問屋のメンバーになっていくのですけれども、一方で佐原からの荷物については、江戸での舁機能を独占していることが窺えるわけです。

図1を見て下さい。この一件をめぐる佐原と江戸を結ぶ流通の様相を簡単な図にしてみました。荷主たちが佐原の河岸問屋を通じて江戸に荷物を送ると、それが送状とともに高瀬船で運ばれて佐原屋庄兵衛のところに着く。本来この段階では、船積宿ではなくて奥川筋の舁下宿、たとえば小網町付船仲間等ですが、彼らがこうして江戸に入ってくる荷物の配送・荷揚げを独占するのですが、佐原屋庄兵衛の場合はそうした舁機能も同時に担っていることが分かるわけです。荷揚げが終了した後、佐原屋庄兵衛は空船になった高瀬船に、今度は積問屋の機能を發揮して、江戸市中あちこちの間屋たちから、荷物を佐原からの注文に応じて買い調え、これを江戸からの下り荷として佐原に送ります。そして、佐原ではこうした商品が、河岸問屋を通じて注文主である商人仲間などに渡されます。そして品目によっては、佐原の市などを通じて周辺地域へと販売されてゆく、という流通構造が存在したと考えています。

これらの史料は元禄から享保初年のもですが、近世後期から幕末に至る江戸の積荷宿と付船仲間などについても具体的な存在形態はこれとほぼ同じようなものとして見出すことができます。

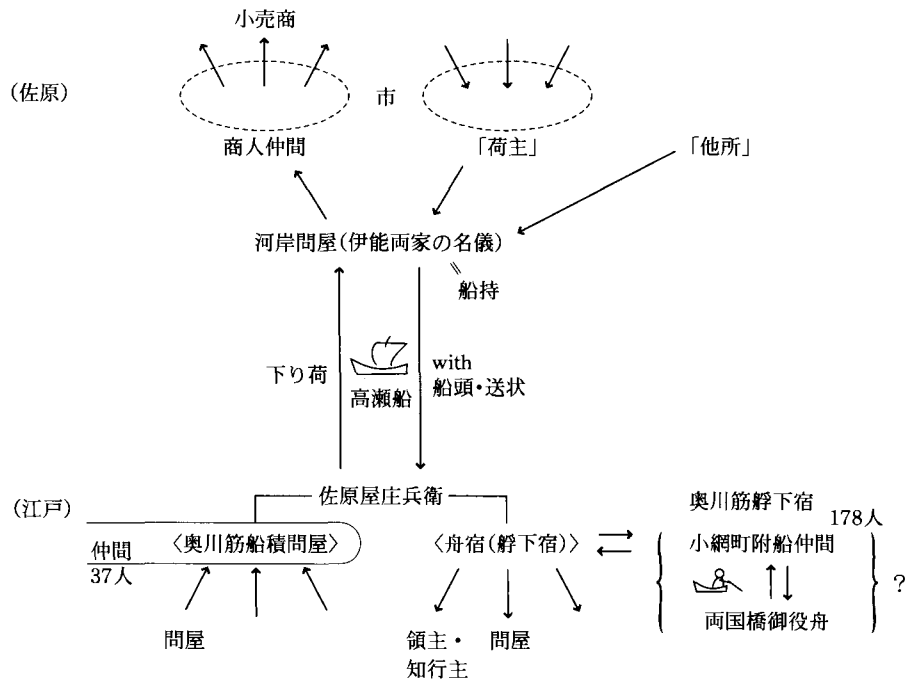


図1 佐原屋庄兵衛と佐原河岸問屋をめぐる流通構造

③ 明和七年「付船障」一件

前節では、奥川筋船積問屋の一員としての佐原屋庄兵衛と、小網町に展開する付船仲間と称された解下宿の集団についての概況を見ました。そこで次に、明和年間の「付船障」と題された史料（『東京市史稿・港湾編』2巻二三頁以下）から、深川地域に展開している解下宿のもう一つの集団について、併せて見ていきたいと思います。

この「付船障」は、深川の海辺大工町に存在している解下宿の連中が、野州北猿田河岸や武州権現堂河岸等、自分たちの得意先であるあちこちの河岸問屋から送られてきた、主として米の荷物を江戸で積み替えて送り先に荷揚げしようとしたところ、小網町の付船仲間によって荷物を差し押さえられ、併せて解賃をも没収されるという事件が起こった、というものです。

この史料には合計四件の事件が記録されていますが、これから、北関東の河岸から高瀬船で送られてきた荷物が、江戸深川海辺大工町の解下宿を介して市中の各所へ運ばれ、荷揚げされていることが分かります。そしてこうした解から、荷揚げの権利をめぐる、小網町の付船仲間の者たちが妨害するという事件が起こったわけです。史料によると、小網町には合計一七八人もの付船仲間集団が存在していることが分かります。

この争論から、解の営業権をめぐる論理が窺えます。一つは、各地から送られてくる「売穀」すなわち商人米は、小網町の付船仲間には属している解下宿集団が荷揚げを独占するというものです。彼らは、江戸の入口である中川番所の手前まで高瀬船を出迎え、船の中に札を投げ入れた者が解の権利を得るというを行っています。

もう一つは、商人米とは違って、特定の得意関係にもとづいて解を独占するということがあり、これは武家方荷物の場合が多いと思います。

その他、商人の扱う様々な品目に応じて艀の独占もみられるのではないかと推測します。

④ 両国橋御役舟艀下宿仲間

以上の点から窺えるように、小網町地域に展開する付船仲間集団は、両国界限に展開した艀宿仲間と非常によく似た業態といえます。『御府内備考』(大日本地誌体系)の深川海辺大工町の部分には「茶船持並艀下宿渡世之者由緒」の記述が含まれています。これを見ますと、彼らの正式名称は「両国橋御役舟艀下宿仲間」とあります。この両国の艀下宿仲間は、文政年間当時合計七一人となっています。その内訳については、深川海辺大工町の艀下宿が一四人、「役舟之者」が二二人、その他の町に住居して艀下宿をやっている一八一四年(文化十一)に新たに加入させられた者が二四人います。これはどの部分に展開しているかという点、神田川とか本所堅川通りです。そこにも深川と同じ業態の者が展開し、一八一四年になってこの仲間に参加しているわけです。それから「行燈」と唱えて、両国橋より下流の大川で、煮売物や水菓子などを江戸にやってくる船に売る商売をしている商人が一八二一年(文政四)に加入し、これが一人います。こうして合計七一人になっています。

この由緒書との関係で、艀下宿の名目との異同という問題が生じたものか、小網町の付船仲間の代表が承認の旨を示す加判をしています。ここからも分かるように、小網町の付船仲間と深川地域に展開する艀下宿仲間というのは、その業態がほぼ同じであるということが窺えるわけです。

こうして、先ほど見た『商事慣例集』所収の東京川船回漕組合に関する史料でいうと、付船仲間というのは艀問屋の前身、両国の艀下宿仲間が艀下積問屋の前身ということがほぼ確実であろうかと思えます。

⑤ 奥川筋船積問屋

ここまでは荷物の受託という面から江戸のターミナル機能を見たわけですが、もう一つの側面、つまり江戸から奥川筋に荷物を送り出す機能を担う「奥川筋船積問屋」について、断片的な史料を挙げてその概要を辿って見たいと思います。

よく使われる史料ですが、一七八九年(寛政元)五月「町年寄より奥川積問屋仲間仕来并渡世方之儀御尋二付返答書」(『埼玉県史』史料編15、通信総合博物館蔵「奥川船積問屋規則」)を見てみましょう。これは奥川筋船積問屋仲間の「仕来」について、江戸の町年寄からの問い合わせに対する仲間からの返答です。初めの部分に出てくるように、当時は三七軒の構成メンバーになっています。彼らの業態については次のようになります。

〔史料1〕

一、右高瀬船江積乗り候諸荷物共国所之産物、不寄何品二河岸より積立御当地江入津仕、船艀下船宿より夫々之問屋江送状之通水揚仕候、勿論高瀬舟直揚仕候荷物も有之候、此儀ハ帰舟艀下船宿二而取揃候儀二御坐候

一、私共渡世之儀ハ右高瀬舟国々より御当地江積参り候諸荷物御片付、から船二相成候而船頭共銘々請前之仲間共方江船廻シ、御当地より出候荷物夫々江積送り申候、尤積場所之儀は武州・下総・上野・下野・常陸右五ヶ国入合之河岸々々江積遣、夫より奥州・羽州・信州・越後辺迄船積荷物之分私共仲間内に而積場所相分ケ、船積仕来候儀二御座候

(後略)

前半は先に見た荷の受託と配送に関する記述です。江戸にやってきた色々な荷物を、解下船宿よりそれぞれの問屋に送状にもとづいて荷揚げする場合もあるし、もちろん高瀬船が直接荷揚げするような荷物もあります。こうして江戸に積み込まれてきた荷物が、先ほど見たような解下宿の集団によって荷揚げされ、配送されたりします。史料の後半では、空になった高瀬船に「請前之仲間」、つまりそれぞれの高瀬船が契約関係・得意関係を持っている奥川の積問屋のところに船を廻し、江戸から各地に送る荷物をそれぞれ積載して送り出すとあります。送り先は、武州・下総・上野・下野・常陸五カ国の河岸等で、そこからさらに奥州・羽州・信州・越後などに送る分もあると述べています。そして、その船積みの荷物の分を「私共仲間内」で船積みする場所を分担していると述べています。ここで引用を略した部分に、江戸からの商人荷物として、綿・木綿・塩・糠・干鰯・荒物・乾物干魚・小問物類などの品目があげられています。

また、この積問屋という者は、扱った品目に対する一割の口銭を取り立てることを収入源にしていることも記されています。

奥川筋船積問屋が一八〇九年（文化六）に十組に編入され、一株になつたときの構成メンバーは全部で三五軒ですが、そこには佐原屋庄兵衛も含まれています。こうした積問屋は、取引先の河岸が分布する地域ごとに、上州問屋や土浦問屋などと呼ばれ、それぞれ得意場所の河岸である「積場」が特定されていました。

『諸問屋再興調』には、株仲間再興に伴って作成された奥川筋船積問屋に関する史料が含まれています（『大日本近世史料・諸問屋再興調』5、東京大学出版会、一九六三年）。ここでは、先例として一七九八年（寛政十）四月に奥川筋船積問屋仲間が、江戸町奉行所に仲間を公認してもらおうと、町年寄役所への「名前帳」提出を許可して下さいと願い出た一件が記録されています。そのときは認められなかったようですが、同

年八月に記された、奥川筋船積問屋からの出願に対する町年寄奈良屋の意見書があります。ここにも先ほど見たのとはほぼ同じような、奥川筋船積問屋に関する業態の内容や、破船・難船についての保証規定などが記されています。

こうした奥川筋船積問屋仲間の出願に対して、これを認可しても支障がないかどうかということを、町年寄役所は十組問屋の行事と付船仲間の惣代に対して尋問しています。十組の方では特に支障はないという返答ですが、「関東奥川筋船積問屋」、つまり小網町付船仲間が強く反対しています。小網町付船仲間の返答の内容は次のようです。

〔史料2〕

関東筋所々在々江高瀬船を以御当地より積下り候荷物之儀は、御当地諸商売之問屋共より、其直段も不相極積送候儀有之、所々在々之もの共出府之上或ハ買調、又は縁者・親類・懇意之もの江其商売ものニ不限日用之品々相頼遣候も有之、既ニ荷物船積仕候儀、此度願出候積問屋共江相頼候も有之、附船仲間之もの共江相頼候も有之、右仲間ニ不拘直々船積仕候も有之、其最寄弁利ニ随ひ候のみニ而、何れ之仲間に限り引受候と申儀古来より取極無之候

江戸に送られてきた荷物を受託するのが付船仲間の主たる機能なのだけれども、逆に江戸から奥川に品物を積み込む、送り出すという問屋の機能については、これを独占する者は昔から存在しない。奥川筋船積問屋に江戸から送り出す荷物を依頼する者もいるけれども、われわれ付船仲間にも頼む者もいる。こうして「最寄弁利」によって、付船仲間のメンバーも含めて、あちらこちらに船積み依頼してくる。このように主張しています。

結局、このときの奥川筋船積問屋の出願は、史料的にはよく分かりま

せんが「新規願」ということで却下されたようです。しかし、天保期や幕末の史料を見ると、江戸から各地に船積みする機能は奥川筋船積問屋が独占しているので、文化六年に十組に加入した段階で、付船仲間が右で述べたような論理は否定された可能性が高いのではないかと思います。

⑥ 船積のメカニズム

ここでは、⑤で見た奥川筋船積問屋における船積のメカニズムについて検討してみます。以下、『群馬県史』史料編16に収録されている「江戸船積問屋小泉町荷主宛荷物一方積願書」という年欠の史料を取り上げたいと思います。これによると、江戸小網町一丁目の星野喜兵衛という上州積問屋が、上州の小泉町の荷主中に宛てて、荷物の「一方積」ということを願ひ出ている史料です。この史料では、星野が江戸から荷物を積み込んで送り出すときに、どういう仕法をとるかということが細かく記載されています。それを見ると当時、高瀬船が江戸の積問屋のあちこちを廻って荷物を誂えるために、江戸での滞在が長期化し、現地に運ぶまでの期日が余計にかかるという弊害があり、星野はこれを改めて、「一方積」、つまり星野が積問屋機能を独占し、注文主の発注に応じて荷物を調べて、一括して現地に送るという新たな方法を採ろうとしていることがわかります。

このとき荷物の保証のために、「上方船同様之仕法」ということで、江戸の積問屋が高瀬船に荷物を積むときに、「手板帳」というものに記入して荷物をチェックし、この「手板帳」を飛脚によって陸路を小泉町の河岸問屋に送ります。河岸問屋の方では江戸から船方が運んできた荷物を送状と合わせてチェックし、さらに「手板帳」の内容を確認するということだと思えます。この史料には、「手板帳」や送状の写しや雛形が見ら

れないので、この点は、上州地域や利根川筋等の河岸関係史料から関連する史料が出てくれば、具体的なメカニズムが明らかになるだろうと思えます。

⑦ 塩荷物直積出入

こうして江戸の奥川筋船積問屋は、江戸から奥川筋に送る荷物の積み送り機能を、ほぼ全て独占することになりますが、例外があるようです。それは、文政九年から十年にかけて、武州高島から上州倉鹿野にかけての「拾四河岸組合」、つまり一四の河岸に分布する河岸問屋の仲間と、江戸の塩問屋・塩仲買との間での荷物の受託関係をめぐって、奥川筋船積問屋がこれを違法であると出訴した一件から窺えます（『埼玉県史』史料編15）。文政九年四月に、奥川筋船積問屋の方が「江戸表より関東在々江積出候塩外々は、積問屋方二而差配」しているとして、塩荷についても、全て奥川筋船積問屋が扱うのが慣例であると主張し、それに違反したとして拾四河岸組合を相手に訴えたものです。これに対して、河岸組合側の言い分は、「高嶋河岸より倉鹿野河岸迄は直積往古より仕来」があるということで、ここだけは他の地域とは異なる例外として認めてほしいということでした。

結局、この一件は内済に至っています。その内容を見ると、「熟談之上古来仕来之通塩荷物二限り直積」を認めること、その代わりに「趣意金」として五〇両を河岸組合でプールし、これから一年に三両づつ、口銭の代わりと思われるのですが、奥川筋船積問屋の方に支払うことになっていきます。さらに、一四の河岸に伊勢崎を加えて一五の河岸が、江戸からの塩の直積を行える例外的な場所として認められたことが分かります。

どのような経緯で、こうした塩荷物取り扱いの独占が始まったのかよ

く分かりませんが、先ほどの斎藤報告を念頭におくと、やはり行徳の位置と役割が大きいような気がします。しかし、この点も全く不案内なので、奥川筋船積問屋の船積独占の例外規定というものが塩については見られるという事実を確認することに、今は止めておきたいと思います。

⑧奥川船積問屋の株式

本報告の最後に、奥川筋船積問屋の株式の内容を示す史料を若干見たいと思います。ここで取り上げるのは、江戸小網町二丁目の奥川船積問屋・加賀屋大助という者が、天保二年五月に、上州新田郡高岡村の小西屋藤七という商人に問屋株式を売却した事例です。この時、三通の証文が同時に作成されています（『群馬県史』資料編14 史料番号351～353）。

証文の一つめ（351）を見ると、問屋株式は二〇両で売られています。このとき鑑札を始め、諸帳面一式と建家一カ所―これは間口二間半の奥行六間半で、江戸でいうと典型的な表店商人の店舗の規模ですが―これに夜着・蒲団二〇人分を添えて、株式が譲渡されていることがわかります。

二つめの証文（352）によると、この加賀屋大助は、奥川筋船積問屋株の他に、江戸で百姓宿の仲間の一つである「八拾式軒組」に属す上総屋の株も持っていて、併せてこの株についても質物として小西屋に渡し、二〇両を借用しています。

また三つめの証文（353）では船積問屋株が売却されているのですが、譲り主の加賀屋大助は一旦売った株式を小西屋から借りていることがわかります。つまり実際には一年間という年限付きですが、加賀屋は小西屋から営業権Ⅱ株を借りて、引き続き船積問屋を営業している訳です。これは町屋敷を担保として借金する家質の場合、つまり町屋敷を質に入れた後もそこに「家守」として住み続け、利子を家賃として支払うよう

な形態と同じです。ここでは一カ月金一両一分二朱余り、年間約一六両ほどの「上金」を、加賀屋は小西屋に利子として支払う形をとっています。

もう一つの事例は、田中康雄氏の論文に出てくるものですが、江戸箱崎町の佐原屋庄兵衛が、佐原村の伊能茂左衛門を保証人として、佐原の「商人御仲間衆」から金四〇両を借りたときの借用証文があります。このとき質物として、間口四間・奥行五間の立家一軒と解下の船を質に入れていることがわかります。

船積問屋の経営規模や家の状況を示す史料というのは、まだ他に見えないのですけれども、このような断片的な事例から見ると、小網町と箱崎町などの地域に分厚く展開している奥川筋船積問屋の経営規模は、店舗の規模で見ると、表店の商人クラスに相当することはほぼ確実であると思います。

また、先ほど見た小西屋藤七の例からも明らかのように、江戸の奥川筋船積問屋が得意先の河岸問屋などと関係を深める中で、船積問屋の株式自体が在方の河岸商人などによって買得されることを確認することができます。

おわりに

奥川筋に向けての江戸のターミナル機能は、以上見たように、十九世紀前半においては、奥川筋船積問屋三五〇三七軒、小網町を中心に展開する付船仲間の解下宿約一七〇人、両国地域を中心とする解下宿仲間約七〇軒、という三つの集団によって担われたということです。この三つの集団は、江戸にやってくる荷物を受託し、「はしける」機能を持つ二つの解下宿集団と、もう一つ、江戸から周辺部へ荷物を積み送る機能を担う船積問屋とに、大きく二つに分化していることが窺えます。しかし、船積

問屋・佐原屋庄兵衛の事例や、「史料2」で見た付船仲間の返答書などによると、こうした艘と積の二つの機能が完全に分化・分業化していたとは考えられません。ある部分は両方の機能を併せ持つという場合があったのではないかと。そしてこの点が、一八八五年に旧来の三組が一つの組合として合体しうる条件にもなったのではないかと考えます。

最後に課題のようなことを述べて終わりたいと思います。江戸側の史料からは積問屋や船宿に関するものがなかなか見出せませんが、特に利根川流域を中心とした各地の河岸・流域都市に残された史料、あるいは商人関係史料、さらには斎藤報告を参照すれば東北地域を含めた商人や諸藩の流通関係史料などから新たな事例を収集してゆく必要があると思います。またここでみた三組の機能を具体的に知るためには、仕切状や手帳帳とかの史料も重要でしょう。

それから、このテーマを調べてゆく上で重要なのは、運送される品目ごとの特質を注意深く見ていかねばならないことです。江戸にやってくる米や薪炭、江戸から出ていく小問物・繊維製品・塩など、それぞれの品目ごとに商慣習が異なっていたり、塩のように取り扱いの例外規定があったりするので、これらをきめ細かく見ていく必要があります。この点は、武家荷物と商人荷物の差異の問題にも関わってきますが、両者の特質をここで見たような機能分化の問題とからめて追う必要があるという事です。

また江戸のターミナル機能に関する論点で興味深いのは、江戸の民衆世界との関係です。例えば、船下宿とか付船仲間の実態を、その経営や周辺の社会構造、あるいは気質まで含めて、もっとクリアーにできないかということです。これは別の機会でも触れましたが、小網町の船頭仲間には非常に気性の激しい荒くれ者たちでありまして、その中に「日用」層を包摂しながら、は組の鳶と叩き合いの大喧嘩をするような腕っぶしの強い集団として展開していることが窺えます〔吉田一九九七〕。これ

を史料的に追うことはなかなか難しいのですけれども、断片的にでも実態の一部を明らかにできないかと思っています。

以上の点を念頭に置いて、江戸市中における艘と積、上方からの下り荷物の中継、奥川筋との関係構造、これらの歴史的な性格を、ここで取り上げた三組を中心に見ていく必要があるのではないかと考えています。

（本稿は、一九九九年三月七日に行われたシンポジウム「近世利根川舟運と流域都市」において行った報告の録音を起こしたものに修正を施して成稿した。録音テープからの文字化にあたっては舟橋明宏氏に多大なご助力を得た。記して謝意を申し述べたい。）

（東京大学大学院人文社会系研究科、国立歴史民俗博物館共同研究員）

（二〇〇一年十月一日受理、二〇〇二年十月十一日審査終了）